

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年12月25日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人李朝

(2) 代表者の氏名

大森 周子

(3) 主たる事務所の所在地

京都市右京区嵯峨小倉山堂ノ前町20-4

(4) 定款に記載された目的

この法人は,朝鮮文化と日本文化との交流を図るものとし,朝鮮由来の陶器や民芸品の展示を通して,日本の文化の中で朝鮮文化が果たした役割を広く地域の方に啓発したいと考えて,個人所有の寄贈品を展示する美術館を設立し地域交流を目的とするものである。

2 申請年月日

平成24年12月18日

(文化市民局地域自治推進室)